**ＦＡＸ送信のご案内**

**送　信　者　　〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**送　信　日　　令和　　年　　月　　日**

**送　信　先　　大阪地方裁判所　大阪簡易裁判所　令状部　勾留係**

**ＦＡＸ**０６―６３６１－４４０７

**送信枚数　　　　　枚（送付状含む）**

**提出書類　　　意見書　　　　　　頁**

|  |
| --- |
| **社内使用****概略　　　被疑者が逮捕された場合、検察官に送致され、検察官が勾留請求する。****検察官が勾留請求する予定であれば、勾留請求の時期を確認して、裁判所に勾留決定しないように、意見書を出す。****時期　　　まず、検察官が勾留請求する時期を確認する必要がある。****意見書は勾留請求がされる日に出す必要がある。****提出方法　意見書は持参してもよいし、ＦＡＸで提出してもよい。なお、原本を裁判所に別途郵送する必要はない。****担当部署は、大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所　令状部　勾留係である。****担当が地裁なのか簡裁なのかは不明なので、両方を併記すればよい。****裁判所からは、面談を求めるか、電話面談を希望するか聞かれる。****担当部署　電話　　０６－６３１６－２９９２****ＦＡＸ　０６―６３６１－４４０７****名称　　大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所　令状部　勾留係****場所　　大阪地方裁判所の本館地下１階の令状部（分室）****勾留決定への意見書を出すだけなら、弁護人選任届の提出は不要です。** |